

## 第2期子ども・子育て支援事業計画における 事務事業名の変更について

第5次古賀市総合振興計画(令和4年度～)の策定に伴う、事務事業の組替えによるもの。

## 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

### (1) 子どもの健やかな心の支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
子どもの居場所づくり	1	地域子ども居場所づくり事業・ 放課後子供教室事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	放課後に児童が学校施設等で安全に遊ぶことができるよう、地域住民が中心となり各小学校区で放課後子供教室を実施する。また、活動充実のため、学童保育所との連携や指導員研修会の実施、未実施校区への働きかけ等を行う。
	2	子ども居場所提供事業 (青少年育成課)	児童館管理運営事業 (青少年育成課)	0歳から18歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動を行う。
心の相談支援	3	心の教室相談事業 (学校教育課)	教育相談事業 (学校教育課)	各小・中学校に心の教室相談員を一人ずつ配置することで、児童生徒が抱える様々な悩み、不安、ストレスなどの解消を図る。
児童生徒生活環境の改善	4	児童生徒生活環境改善事業 ～スクールソーシャルワーカー事業～ (学校教育課)	教育相談事業 (学校教育課)	スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や暴力行為等の問題行動等を示す児童生徒が抱える問題(環境)への働きかけを行うことで、児童生徒にかかる負担の軽減を図る。
乳幼児親子の交流 推進	5	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場ででんでんむし事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。
	6	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。
	7	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ ・メディア啓発事業 (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	6～8か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には赤ちゃん絵本を楽しむ体験を提供する。
	8	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (子育て支援課)		廃止
	9	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～ (青少年育成課)	地域乳幼児親子交流・支援事業 (青少年育成課)	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。

## 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

### (2) 子どもの健やかな身体の支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
健康づくりの啓発	1	健康づくり啓発事業 ・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業 (健康介護課)	健康づくり推進事業 (健康介護課)	健康チャレンジ10か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の4つの柱を軸として、食や運動に関する健康づくりや健康測定、健康講話等を通して、健康増進や生活習慣病の発症及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸をめざす。
食育の推進	2	食生活改善推進事業 ・子どもクッキング事業 (健康介護課)	食生活改善推進事業 (健康介護課)	市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。
スポーツ活動の促進	3	スポーツ活動支援事業 (生涯学習推進課)	スポーツ活動支援事業 (生涯学習推進課)	指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップや団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。
小学生の健康管理	4	就学時健康診断事業 (学校教育課)	学校運営事業 (学校教育課)	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を対象に就学時健康診断を行う。
子どもの発達支援	5	子ども発達支援事業 (子育て支援課)	子ども発達支援事業 (子育て支援課)	発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。

## 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
キャリア教育	1	小学生キャリア教育 (学校教育課)	キャリア教育推進事業 (学校教育課)	小学校5年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を実施する。
職業体験学習	2	中学生職業体験学習事業 (学校教育課)	キャリア教育推進事業 (学校教育課)	中学2年生全員を対象に、市内事業所において職業体験を実施する。
青少年活動の推進	3	子ども自立支援事業 ～スタンドアローン (一人で立つ) 支援事業～ (隣保館)	スタンドアローン支援事業 (隣保館)	経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。
人権教育・啓発	4	地域人権啓発事業・人権平和教室 (隣保館)	人権意識向上事業 (隣保館)	公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワークを中心に教室を開催する。
	5	地域人権啓発事業・多文化交流教室 (ひだまりパスポート) (隣保館)	人権意識向上事業 (隣保館)	公募した市内小学生を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描くきっかけとなるよう、さまざまな国から来た留学生(大学生)を講師に迎え、他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。
読書活動の促進	6	視聴覚資料利用促進事業 ・子ども映画会事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	子どもの豊かなこころや感性を育むとともに映画の楽しみを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。
	7	読み聞かせ促進事業 ・おはなし会事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。
	8	読み聞かせ促進事業 ・セカンドブック事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	0歳児対象のブックスタートに続く事業として、3歳児を対象に、セカンドブック(絵本)を配付し、家庭での読み聞かせを促す。
	9	読書活動促進事業 ・小学1年生向け冊子配付事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	市立図書館を利用するきっかけとなるよう、また、本に親しみ、楽しむことで、豊かな心や生きる力を育むことができるよう、市立図書館の利用を促す冊子を配布し子どもの読書活動の推進をしていく。

文化芸術の振興	10	文化芸術人材育成事業 ・アート・バス事業 (文化課)	文化芸術振興事業 (文化課)	日ごろ本物の美術作品等にふれる機会のない子どもたちをバスに乗せ、美術館等に出向き、アートにふれる機会を提供する。対話型鑑賞により事業に深みをもたせ、文化芸術の振興を担う人材育成の契機とする。
歴史文化の普及	11	自然史歴史教養向上事業 ・子ども自然史・歴史講座 (文化課)	文化財公開・活用事業 (文化課)	自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型の子ども歴史講座を開催する。
	12	小・中学生郷土史教育事業 ・教育普及事業 (文化課)	文化財公開・活用事業 (文化課)	郷土史の学習や、歴史資料館展示室の見学(郷土古賀の歴史学習、遺跡・出土品などの埋蔵文化財の学習、農具や民具など暮らしの学習)などを行う。
	13	小・中学生郷土史教育事業 ・歴史資料館れきし体験パスポート (文化課)	文化財公開・活用事業 (文化課)	歴史クイズや昔遊びなど遊びながら学べるよう、「れきし体験パスポート」を実施する。
	14	自然史歴史教養向上事業 ・子ども考古学部 (文化課)		(子ども自然史・歴史講座等に統合) 縄文時代～古墳時代の生活を実際に体験したり、船原古墳の見学をすることで、古賀市の歴史に触れるきっかけをつくる。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
妊娠期保健の推進	1	妊娠期健康増進事業 ・妊婦教室・相談事業 (子育て支援課)	妊娠期支援事業 (子育て支援課)	妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。
	2	妊婦健康診査事業 (子育て支援課)	妊娠期支援事業 (子育て支援課)	妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診を促す。
子育て家庭の支援	3	乳児家庭全戸訪問等事業 (子育て支援課)	産前・産後支援事業 (子育て支援課)	おおむね生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師または助産師と保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。
	4	産前・産後子育て支援事業 (子育て支援課)	産前・産後支援事業 (子育て支援課)	顔の見える信頼関係の構築からSOSを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつ等の発症や重症化の予防、産後不調の軽減を図る。
乳幼児期保健の推進	5	離乳食指導事業 (子育て支援課)	乳幼児健康支援事業 (子育て支援課)	生後5か月から1歳の乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を実施する。
	6	乳幼児健康診査事業 (子育て支援課)	乳幼児健康支援事業 (子育て支援課)	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳0か月を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。
感染症の対策	7	小児予防接種事業 (子育て支援課)	小児感染症対策事業 (子育て支援課)	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行う。
子育ての相談支援	8	乳幼児親子相談・交流事業 (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	「1歳誕生広場」「2歳元気っこ広場」等を開催し、同年齢の子を育てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。
乳幼児親子の交流	9	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場ででんでんむし事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。
	10	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。

推進

11	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (子育て支援課)		廃止
12	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～ (青少年育成課)	地域乳幼児親子交流・支援事業 (青少年育成課)	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。



## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (2) 子育て力向上のための支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
食育の推進	1	食生活改善推進事業 (健康介護課)	食生活改善推進事業 (健康介護課)	市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。
家庭・地域教育の支援	2	家庭教育啓発事業 (生涯学習推進課)		(リーパスカレッジ事業に統合) 家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童・生徒及び保護者を対象に家庭教育講座や講演会を開催し、家庭の教育力向上を目指す。
育児力の向上	3	乳児母子支援講座事業 ～IPPOプログラム事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビーマッサージやあやしうた等の実技や参加者同士の交流を通じて、母子の愛着形成を図る。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。
児童の権利擁護	5	家庭児童相談支援事業 (子育て支援課)	児童権利擁護事業 (子育て支援課)	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。



## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (3) 子育て情報提供の充実

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
子育て情報発信の充実	1	子育て情報発信事業 (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	ホームページや広報を通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。
	2	子育て情報発信事業 ・子育て情報誌「こもこも」 (子育て支援課)		廃止
	3	青少年育成活動情報発信事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	青少年育成事業の案内、報告等を掲載した子どものための情報誌「こがっち」の定期的な発行等による情報発信を行う。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
児童の権利擁護	1	要保護児童等対策支援事業 ・啓発事業 (子育て支援課)	児童権利擁護事業 (子育て支援課)	小中学校の児童・生徒への啓発グッズの配布や、保護者へのチラシ配布、メール配信等を行い、家庭児童相談室などの相談先を周知する。
	2	要保護児童等対策支援事業 ・相談事業 (子育て支援課)	児童権利擁護事業 (子育て支援課)	福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を検討する。
	3	家庭児童相談支援事業 (子育て支援課)	児童権利擁護事業 (子育て支援課)	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。
子育て家庭の訪問支援	4	乳児家庭全戸訪問等事業 ・養育支援家庭訪問事業 (子育て支援課)	産前・産後支援事業 (子育て支援課)	養育支援が必要な家庭に対し、保健師または助産師と保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。
青少年の相談支援	5	青少年相談事業 (青少年育成課)	青少年健全育成対策事業 (青少年育成課)	青少年支援センターにおいて、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受けて切れ目ない支援を行っていくことで、悩みの軽減や課題の解決につなげていく。
人権教育・啓発	6	人権教育事業 ・人権教育・啓発の推進事業 (人権センター)	人権意識向上事業 (人権センター)	福岡県人権・同和教育研究協議会、粕屋地区社会人権・同和教育担当者会において人権に関する調査研究や研修、情報交換を行い、古賀市における人権・同和教育や啓発事業の推進に資する。

## 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

### (1) 生活支援・経済的支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
出産の支援	1	助産施設入所管理事業 (子育て支援課)	出産経済的支援事業 (子育て支援課)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。
乳幼児期保健の推進	2	未熟児養育医療費用負担軽減事業 (子育て支援課)	乳幼児健康支援事業 (子育て支援課)	乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。
子育て世帯の経済的支援	3	子育て世帯経済的支援事業・児童手当 (子育て支援課)	児童手当事業 (子育て支援課)	中学校終了前までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を支給する。
	4	私立幼稚園就園支援事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育支援事業 (子育て支援課)	幼稚園に就園する保護者に対し、無償化相当額の給付を行うとともに、保護者の所得階層及び第3子以降の子どもが幼稚園に支払う給食費の一部を補助する。
	新規	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育支援事業 (子育て支援課)	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料を補助する。
	5	子ども医療費用負担軽減事業 (市民国保課)	子ども医療事業 (市民国保課)	対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。
子育ての支援	6	緊急時児童一時入所支援事業 ・ショートステイ事業 (子育て支援課)	保育サービス提供事業 (子育て支援課)	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。
就学の支援	7	特別支援教育就学奨励費支給事業 (学校教育課)	就学援助事業 (学校教育課)	特別支援教育が必要な児童・生徒の保護者に就学奨励費の支給をすることにより、経済的負担を軽減する。
	8	就学援助事業 (学校教育課)	就学援助事業 (学校教育課)	経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費を支給する。
	9	中学生制服等再利用支援事業 (学校教育課)	修学・進学等支援事業 (学校教育課)	古賀市内の中学校、または近隣の高等学校の制服で不要になったものを受け付け、制服を必要とされる人に無料でお渡しする。 制服リユースについて、広報等で周知する。

進学支援	10	高等学校等進学費用負担軽減事業 (学校教育課)	修学・進学等支援事業 (学校教育課)	経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。
ひとり親家庭の自立支援	11	ひとり親家庭等経済的支援事業 ・児童扶養手当 (子育て支援課)	児童扶養手当事業 (子育て支援課)	子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。
	12	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等支援事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県婦人相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。
	13	母子父子家庭自立支援給付金事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等支援事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の一部を支給する。
	14	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等支援事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行う。
	15	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業 (市民国保課)	ひとり親家庭等医療事業 (市民国保課)	ひとり親家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。
障がい者の生活支援	16	障がい者経済的支援事業 ・特別児童扶養手当 (子育て支援課)	特別児童扶養手当事業 (子育て支援課)	精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。
	17	重度障がい者医療費用負担軽減事業 (市民国保課)	重度障がい者医療事業 (市民国保課)	対象となる重度障がい者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。
	18	障がい者経済的支援事業 (福祉課)	特別障がい者手当等給付事業 (福祉課)	対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。
障がい者交流活動の推進	19	障がい者交流活動支援事業 (福祉課)	障がいのある人の交流活動促進事業 (福祉課)	障がいのある人の社会参加の促進に資する団体を支援する。
障がい者サービス給付	20	障がい者地域生活支援事業 ・日中一時支援事業 (福祉課)	障がい福祉サービス等提供事業 (福祉課)	さくらんぼキッズ(古賀市障がい者生活支援センター「咲」内)等において、障がい児等の一時的預かりを行う。

障がい者の相談支援	21	障がい者相談事業 (福祉課)	障がい者相談支援事業 (福祉課)	障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家族等を対象とした相談支援を行う。また、身体・知的・精神障がい者福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行う。
-----------	----	-------------------	---------------------	--

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
子育ての支援	1	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター 事業～ (子育て支援課)	子育て応援事業 (子育て支援課)	子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。
男女共同参画意識の 向上	2	男女共同参画啓発事業 (人権センター)	男女共同参画推進事業 (人権センター)	男女がお互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。
就労の支援	3	職業紹介事業 (商工政策課)	職業紹介事業 (商工政策課)	古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (3) 安心して外出できる環境の整備

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
青少年問題の解決	1	青少年有害環境浄化事業 (青少年育成課)	青少年健全育成対策事業 (青少年育成課)	福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗立入調査や巡回活動など、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を実施する。
児童生徒の安全確保	2	小中学生安全情報配信事業 (学校教育課)	学校運営事業 (学校教育課)	「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等をメール配信する。
交通安全の啓発	3	交通安全対策事業 (総務課)	交通安全推進事業 (総務課)	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発を図る。
防犯体制の充実	4	安全安心まちづくり推進事業 (総務課)	防犯対策事業 (総務課)	学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行う。
公園の管理	5	公園管理 (都市整備課)	公園管理事業 (都市整備課)	安全・安心で、地域とともに行う維持管理がしやすい公園の確保
道路網の整備	6	道路舗装改良事業 (建設課)	道路改良事業 (建設課)	通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩行道路を整備する。



## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業 (子育て支援課)	公立保育所管理運営事業 (子育て支援課)	公立保育所の管理運営を行う。
私立保育所保育	2	私立保育園運営支援事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育支援事業 (子育て支援課)	私立保育園等に対し、事業運営費を支給する。
	新規		幼児教育・保育向上事業 (子育て支援課)	私立保育園等に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。
	3	私立保育園整備支援事業 (子育て支援課)	私立保育施設整備支援事業 (子育て支援課)	私立保育園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。
幼児教育の支援	4	私立幼稚園運営支援事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育向上事業 (子育て支援課)	私立幼稚園に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。
	5	認定こども園運営支援事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育支援事業 (子育て支援課)	認定こども園に対し、1号認定分及び預かり保育事業に対し運営費を支給する。
	6	認定こども園整備支援事業 (子育て支援課)	私立保育施設整備支援事業 (子育て支援課)	認定こども園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (2) 保育サービスの充実

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.~事務事業名 (担当課)	事業内容
学童保育所保育	1	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業 (青少年育成課)	学童保育所管理運営事業 (青少年育成課)	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。
保育ニーズの対応	2	延長保育事業 (子育て支援課)	保育サービス提供事業 (子育て支援課)	就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う通常保育時間以降の保育ニーズに対応するために、通常保育時間を超えた時間に保育を実施する。
	3	休日保育事業 (子育て支援課)	保育サービス提供事業 (子育て支援課)	日曜日及び祝日に就労等により家庭で保育することができない場合に、久保保育園で保育を実施する。
	4	病後児保育事業 (子育て支援課)		廃止
	5	病児保育事業 (子育て支援課)	保育サービス提供事業 (子育て支援課)	保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に福岡東医療センター内「たんぽぽ」及びこでまり小児科クリニック内「ここん・こが」で保育を実施する。
	6	保育所一時預かり事業 (子育て支援課)	保育サービス提供事業 (子育て支援課)	保護者の短時間労働や病気、出産、冠婚葬祭等、また心理的、肉体的負担の解消(リフレッシュ等)などで昼間一時的に保育できない場合に、市内4園で保育を実施する。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

### (3) 教育・保育の向上

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業 ・要支援児童加配事業 (子育て支援課)	公立保育所管理運営事業 (子育て支援課)	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。
私立保育所保育	2	私立保育園運営支援事業 ・要支援児童加配事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育向上事業 (子育て支援課)	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。
幼児教育の支援	3	私立幼稚園運営支援事業 ・要支援児童加配事業 (子育て支援課)	幼児教育・保育向上事業 (子育て支援課)	在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。
学童保育所保育	4	学童保育所管理運営事業 ・要支援生徒加配事業 (青少年支援課)	学童保育所管理運営事業 (青少年育成課)	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。
学習環境づくりの支援	5	少人数指導推進事業 (学校教育課)	多様な人的配置推進事業 (学校教育課)	講師を配置し、授業中における学習指導、学習支援を行う。
	6	小学校教育支援員配置事業 (学校教育課)	多様な人的配置推進事業 (学校教育課)	小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学力の向上と学校生活の充実のための支援を行う。
学力の向上	7	学習支援事業 ～学習支援アシスタント事業～ (学校教育課)	学習支援アシスタント事業 (学校教育課)	市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身につけていない児童生徒への支援を行う。
不登校児童生徒の支援	8	不登校児童生徒学校生活適応 支援事業 (学校教育課)	教育相談事業 (学校教育課)	小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター（あすなろ教室）に通級して、社会的自立を図る。

特別支援教育の推進	9	特別支援教室事業 (学校教育課)	特別支援教育推進事業 (学校教育課)	特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ(検査、行動観察)を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。
	10	特別支援教育事業 ～特別支援教育支援員配置事業～ (学校教育課)	特別支援教育推進事業 (学校教育課)	特別な教育的支援を要する児童生徒を支援するため、各小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進を図る。
	11	通級指導教室事業 (学校教育課)	特別支援教育推進事業 (学校教育課)	言語及び発達障害等の通級指導教室を設置して、一部支援を要する児童生徒に対して、個に応じた指導を図る。
外国語教育の促進	12	外国語教育促進事業 (学校教育課)	外国語教育促進事業 (学校教育課)	外国語指導助手(ALT)を各小中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。
学校運営管理	13	日本語対応支援事業 (学校教育課)	多様な人的配置推進事業 (学校教育課)	日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。
教職員指導力の向上	14	教職員研修活動支援事業 (学校教育課)	教職員指導力向上事業 (学校教育課)	教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。
環境適応の支援	15	学級人間関係づくり支援事業 (学校教育課)	学校運営事業 (学校教育課)	市内全小学校の全学級で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を活用した調査を行い、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握する。各校・各学級で調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に活用する。
部活動の活性化	16	部活動指導等支援事業 (学校教育課)	部活動活性化事業 (学校教育課)	中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行う。
進学支援	17	高等学校等中途退学問題対策事業 (学校教育課)	教職員指導力向上事業 (学校教育課)	高等学校等中途退学問題調査研究会議(年2回)を開催し、高等学校等中途退学者の退学理由や退学後の状況、学校の対応について情報共有するとともに、中途退学防止に向けた取組について協議し、進路の保障に資する。
	18	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) (学校教育課)	学校運営協議会事務 (学校教育課)	学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として教育活動を支援する。

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
乳幼児親子の交流推進	1	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～ (子育て支援課)		廃止
	2	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ (子育て支援課)	乳幼児親子交流・支援事業 (子育て支援課)	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。
子育ての支援	3	子育て応援サポーター活動推進事業 (子育て支援課)	子育て応援事業 (子育て支援課)	地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。
読書活動の促進	4	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・読書ボランティア講座 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。
	5	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・地域文庫活動支援事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	地域の読書活動の活性化のため、市内6か所の公民館・集会所を拠点として活動している地域文庫の活動支援を行う。
青少年育成活動の支援	6	青少年育成活動支援事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。 また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。
地域コミュニティ活動の推進	7	校区コミュニティ活動支援事業 (まちづくり推進課)	コミュニティ活動推進事業 (まちづくり推進課)	校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。
	8	自治会活動支援事業 (まちづくり推進課)	コミュニティ活動推進事業 (まちづくり推進課)	自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。
市民活動の支援	9	市民活動拠点管理事業 (まちづくり推進課)	コミュニティ活動推進事業 (まちづくり推進課)	市民活動に関する相談及び情報提供や市民活動団体の交流促進を行うことにより、子どもの健全育成を図る活動を支援する。

高齢者生きがいづくりの支援	10	高齢者生きがいづくり支援センター（えんがわ）管理（福祉課）	介護予防関連施設管理事業（福祉課）	古賀東小内の「えんがわ」を拠点に、紙芝居などを通じて世代間交流を図る。
	11	介護予防・生きがいづくり支援（しゃんしゃん）事業（福祉課）	介護予防関連施設管理事業（福祉課）	中学生対象の職業体験や福祉体験を通じて、高齢者の能力や経験を伝える場を提供する。

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

政策体系 基本事業	No.	細事業名等・詳細事業名等 (担当課)	R4.～事務事業名 (担当課)	事業内容
青少年活動の支援	1	青少年生活体験支援事業 ・通学合宿事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常の生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊（地域の公民館等）を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成する。 また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高める。
	2	地域青少年体験活動支援事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。
青少年活動の推進	3	青少年体験活動推進事業 ・子どもわくわくフェスタ事業 (青少年育成課)	青少年育成活動推進事業 (青少年育成課)	青少年育成団体が集まり、子どもの体験の場を設けフェスタを開催することで、青少年健全育成と団体の連携を深める。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業 (図書館)	読書活動促進事業 (図書館)	子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。
高齢者在宅生活支援	5	認知症サポーター養成事業 (福祉課)	認知症見守り促進事業 (福祉課)	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症の人やその介護者を地域全体で見守り、支援するため、市民向け認知症サポーター養成講座のほか、小中学生向けの認知症ジュニアサポーター養成講座を行う。